○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　静岡県周智郡森町鍛治島字栗ノ島二九九の五、二九九の七、二九九の一〇、三一六の一の二、三一六の二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗ノ島二九九の七・三一六の一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市清哲町折居字鳥屋一〇九七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥屋一〇九七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町樋之上字萩平四三二の一、四三七の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町身延字洗足四一八六の三（次の図に示す部分に限る。）、四一八六の六、字丸尾山四二一六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町宮内字妙見林五四八、五四九、字井手ヶ市場ヶ谷ノ上ミ六六五、字井手ノ平ラ一五二二の一、字休塔林一五二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町舟場字宮谷八五二、八五三、八六〇の二、八六〇の九、八六〇の一〇、八六〇の一二、八六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字平沢津六四五一の八から六四五一の一〇まで・六四五一の一二から六四五一の一四まで・六四七の一から六四七の五まで・六四七九の四・六四八一・六四八三の一・六四八五の三から六四八五の七まで・六四八六の一・六四八六の九・六四八六の一〇・六四八六の六から六四八六の八まで・六四八六の一〇・六四八六の一二・六四八六の二五三から六四八六の二五五まで・六四八六の二五八・六四八六の二五九・六四八六の二六三・六四八六の二六五・六四八六の二六八から六四八六の二七一まで・六四八六の二七六から六四八六の二七八まで・六四八六の二八五・六四八六の二八七（以上四十四筆について次の図に示す部分に限る。）、六四五一の一、六四五一の三から六四五一の七まで、六四七八、六四七九の一から六四七九の三まで、六四八二、六四八三の二、六四八五の一、六四八六の七、六四八六の八、六四八六の一、六四八六の二、六四八六の五、六四八六の二五〇から六四八六の二五二まで、六四八六の二五六、六四八六の二五七、六四八六の二六〇から六四八六の二六二まで、六四八六の二六四、六四八六の二六七、六四八六の二七二から六四八六の二七五まで

二　指定の目的　水源の涵養